

Title	M.BlondelのNormative
Sub Title	L'idee de Normative dans l'ontogenie blondelienne
Author	三雲, 夏生(Mikumo, Natsumi)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1965
Jtitle	哲學 No.46 (1965. 2) ,p.217- 238
JaLC DOI	
Abstract	Dans la premiere "Action" de 1893, et surtout dans un article intitule "Principe elementaire d'une logique de la vie morale" de 1903, M. Blondel s'efforçait d'etablir une logique de l'action. Il a repris et developpe ontologiquement cette meme idee dans "L'Etre et les etres" de 1935, D'apres lui, une ontologie digne de ce nom n'est pas purement descriptive, elle doit etre intrinsequement constructive, car l'aspect sous lequel il convient, d'etudier l'etre, c'est l'aspect genetique. La vraie ontologie doit donc etre pour lui, une ontogenie. De ce point du vue, il a essaye de degager l'armature fondamentale qui constitue et gouverne le plan genetique en voie de realisation. Et il a designie cette armature sous le nom de normative. La normative comme la logique de l'etre ou la loi de l'ontogenese, est une logique plus concrete et plus realiste, plus comprehensive, plus souple que celle de la pensee formelle. Elle ne se place plus, comme cette derniere, uniquement du point de vue abstrait de l'affirmation et de la negation, mais envisage plutot le point de vue concret de la privation et de la possession. Le but de l'ontologie blondelienne est de constituer une science totale de l'etre du point de vue normatif. Pour lui l'ontologie est une science normative.
Notes	橋本孝先生古希記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000046-0225

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

M. Blondel の Normative

三 雲 夏 生

1. “L’Action” から “L’Être et les êtres”

M. Blondel は最初の “L’Action (1893)” (以下 A・(93) と略記する⁽¹⁾) において人間の活動性全体をさす行為⁽²⁾そのものを研究し、人間の現実的、具体的な存在の根底において根源的意志 (la volonté voulante と呼んだ) が必然的に欲しているものを⁽³⁾開示させることにつとめた。そしてそのために彼は人間の具体的な行為の事実から出発して、人間のあらゆる自覚的、現実的な意志 (la volonté voulue と呼んだ) の背後にあつて、つねにそれを否定し、超越する volonté voulante の存在を見出し、それが究極的に何を志向しているかを明かにするために、人間の具体的な生において不可避的な行為の déterminisme⁽⁴⁾を追つていった⁽⁵⁾。この本で彼が明かにしようとしたことは、行為は停止することが許されない (停止も一つの意志的行為であるから)、無限の自己超出であること、しかしその自己超出が真に創造的であるならば、それは何らの方向、何らの目的をもたないものではなく、一定の論理性と、目的志向性を内在しているものであるということであつた。彼は人が自己の内部で volonté voulante によつて自発的に欲せられていることを現実の行為を通じて分析的に反省することによつて、そのような行為に内在する論理を明かにすることができるとしたのである。“生の批判 une critique de la vie, 実践の学 une science de la pratique” という副題をつけたこの本の目的は、単に行為の現象を記述するのではな

く、まさに人間の行為に内在するそのような論理を行為そのものをして開示させることによつて、“人間の究極目的 *la destinée de l'homme*,” “人生の意味 *le sens de la vie*” (A (93)・VII) の問題を解決する学を立てることであつたのである。

Blondel がここでその“行為の学”(同 XVII)を可能にする根拠としたものは、人生のあらゆる偶然的で、気まぐれな様相のもとに存在する一連の必然性の鎖であり、人間の感覺的、科学的、知的、道德的、宗教的なすべての活動を制約する条件として人間のうちに内包されながらも、人間が“自由な努力によつて同意しなければならない”(同 464)“必然的にして同時に同意される”(同 41) ような論理である。⁽⁶⁾そして彼はそのような人間のあらゆる行為の底に一貫して流れ、人間の具体的な実践を決定している論理は、“他の抽象的な諸科学のそれに劣らず確實”なばかりでなく、“すべての科学的学問にその根拠と、統一とを与える” ようなもつとも“一般的な論理 *logique générale*” であるとして、それを“行為の論理 *logique de l'action*” と名づけた。(同 471)しかし彼はこの1893年の“*L'Action*”では、その最後の数頁(同 470-474)でこの論理の粗描を行つたのみで、その詳細は1900年 Paris で開かれた第一回国際哲学会に発表された論文“*Principe élémentaire d'une logique de la vie morale*”(現在この論文は“*Les premiers écrits de Maurice Blondel*”(1956)に入れられているので以下この論文の引用はこの本の頁数により、P. E. と略記する)において始めて展開された。

Blondel はこの論文の冒頭において“道德は堅固で、異論の余地のないような方法で基礎づけることができる。しかしそれを実際に行うには人がこれまでもつていたのとは全く異なる、新しい一種の論理が必要だろう”(P. E. 123)⁽⁷⁾ という Leibniz の問題を踏襲して、自由と必然との伝統的な対立を解決しようとしたのである。そして彼はここで、道德的生の実践は論理的な法則を免れるものではないこと、ただしそれは形式論理よりもより包

括的で、柔軟な、形式論理のように単に肯定・否定という抽象的な観点だけでなく、むしろ欠除 *privation*・所有 *possession* という具体的な観点に立つ一つの論理を受け入れる場合に限られるとして、Aristoteles のいう“*steresis* の観点から方法論的に立てられた一つの論理” (同 125) を展開したのである。⁽⁸⁾

その後 Blondel はさらに 30 年余りの思索の結果、同じ思想を単に人間の行為だけでなく全存在領域に拡大して、1935年の“*L'Être et les êtres*” (以下 E. と略記する) において存在論の骨格としての“存在の論理 *logique de l'être*” (E. 255), あるいは“存在論の論理 *logique de l'ontologie*” (同 479) にまで発展させたのである。したがって“行為の学”が“存在の学”に包摂されるにつれて、最初の“行為の論理”は“存在の論理”に包含され、その一断層として考えられるようになったのである。

以下にわれわれは主としてこの“*L'Être et les êtres*”において述べられている Blondel のいわゆる“存在の論理”を検討しながら、彼の存在論から引き出されると思われるいくつかの倫理的結論をあげてみたいと思う。

- 註 (1) Blondel は 1936, 1937 に同じ表題の二巻の書を公刊した。以下それについては A.t.I. 及び A.t.II. と略記する。
- (2) Blondel において行為 *action* とは、人間の思考、意志、動作を含めた活動性全体をさす。A.t.I.238-242 参照
- (3) 現象の底に不可避的、必然的にかくされているもの (*implicite*) を、現実的な行為を通じての分析的反省によつて明かにすること (*explicite*) を Blondel は *méthode d'implication*, もしくは *méthode d'immanence* と呼んだ。(La pensée II.441-444, —E.349-350, —A(93) 1, —A.t.II.139), Blondel の方法については拙稿“認識における行為の意味”哲学30集参照
- (4) 人間の自由に課せられ、行為をその究極の目的に達成するために満たさなければならぬ必然的な条件の連鎖を Blondel は *déterminisme* と呼んだ。この論文で論ずる *normative* とは存在の *déterminisme* と考えることができる。

- (5) Blondel の行為の *déterminisme* の概要については拙稿 “モーリス・ブロンデルのアクションの哲学” ソフィア第4巻, 第4号参照
- (6) すべての人間の認識はこの二つの条件, つまり必然性とそれに対する自由な承認によつて発展するというのが Blondel の考えである. 何故なら認識も自由な主体の理性による行為であるから, それ自体やはり行為を通じて経験的に自覚される論理学の第一原則にもこの承認作用が媒介されているという考えを述べたのが彼の *Agnition* の説である. (A.t.I. excursus 12.15.16)
- (7) Leibniz à Th. Burnett, Lettre du 17/27 juillet 1696. Gerhardt, III, 183. cité par Blondel.
- (8) Blondel はこの論文で他者, 対立, 反対, 矛盾というような論理学の根本観念は純粹に *a posteriori* なものでも, 完全に *a priori* なものでもなく, 人間の現実的な行為の傾向から必然的に生ずるものであり, 矛盾律のような論理学の根本原則は行為の経験から, やはり行為の一形式としての思考の法則として生ずるものであつて, 現実そのものにおいてはあるものはあるのであつて, 矛盾が存在するのではないということ, したがつて思考の論理は行為の論理に依拠していること, 故に思考の論理の存在の論理としての存在論的価値は, 行為の論理の存在論的価値の上に立脚していることを述べている. このことについては Blondel は彼の全著作の多くの個所で繰り返し述べている. たとえば P.t.I. 384, —A.t.I. 305, 445. —A.t.II. 481, 482, —E.480, 481, —A (93)42 参照.

2. “L'Être et les êtres” の主題

Blondel は最初の “L'Action” においてすべての人間がその現実的な意志や, 意識にかかわらず追求して止まない, 人生の究極目的の模索の過程をあとづけ, 人間の “もつとも内的な憧憬” (A · (93)X) を開示させるために, “人生劇を構成し, それを不可避的な大詰めに導入する必然性の連鎖” (同 473) を引き出しながら, “ただ人間行為のすべての発展の中にふくまれている不可避的で, 必然的なものを明かにする” (同 475) ことによつて行為の学を立てようとしたのと同様に, “L'Être et les êtres” で彼はそ

の存在の安定 *consistance* (E・231) (それぞれの自存性 *subsistance* (同 254)を傷つけることなく)を求めてつねに完成途上にあるすべての偶然的、有限な存在 (*les êtres*) の創造に内在し、その生成を不可避的、必然的に支配する、全存在を一貫して規制している法則を発見しようとしたのである。

彼によれば、すべての存在は純粹に受動的な、あるいは全くでき上ってしまった造化の作品を“純粹に観想的にみる観察者”(同 218)でもなく、存在それぞれにはなおなすべきことがあり、自らを形成するべきものなのである。もち論その究極の起源をたどれば、すべては与えられたものである。しかし与えられたものは決して完全にでき上ってしまったものではなく、“それは栽培すべき種子であり、管理すべきあずかりもの”(同 218)である。すべての偶然的な秩序には欠陥があり、それを構成するすべての存在は未だ完全に存在を所有しておらず、“真の存在となる”(同 231)ために“成長”(同 204)しなければならないのである。したがってすべての存在を整合的に論ずるためには、単にそれが現に何であるかという静的観点からだけでなく、いかにして諸存在はその真の存在に達するかという諸存在の“存在の条件”(同 253)を明かにしなければならないことになる。

こうして Blondel において真にリアルで、具体的な“存在論は、単に純粹に記述的なものではなく、本質的に構築的なものである。何故なら存在があれば、それは産出する、動因をもつ、さらによくいえば動因であるという条件のもとにおいてであるから。だから存在を研究するに適しい観点は存在の生成的 *génétique* な様相である”(同 332)ということになる。彼が真の存在論は動的なものであるべきことを強調して、それを存在論 *ontologie* というよりむしろ“存在生成論 *ontogénie*”(同 234)と呼ぶべきだとしたのは以上の理由からである。

ところで彼の眼に物質、生命、精神、社会において、結局全宇宙においてつねに形成途上にある生成は、決して盲目的な運動ではなく、すべての未成熟な存在はその唯一の究極的な目的である絶対的な存在の充溢へ向つ

て配置され、方向づけられているものとして写つたのである。そして彼の存在論における全努力は存在の世界全体に内在し、それを存在そのものである究極目的に参与させるような存在のデッサンを明かにすることに捧げられた。つまりこの存在の世界を単に一つの生成の過程ではなく、諸存在相互の共働 *coopération* によつて一定の目的の実現へ向つて発展する一つの創造 *création*⁽¹⁾ の過程として証明することが彼の存在論が目指したところであつた。

ところで存在論が諸存在を単に受動的に存在を附与された事物 *chose* の集合、あるいは事物と事物間の外的機械的關係として考えるのではなく、全存在領域にわたつて一貫した目的論的秩序が支配し、それぞれの存在がそれぞれの場において存在全体の目的の実現のために共働している創造の過程として論じうるためには、実現途上にある創造の全過程に内在し、あらゆる存在者に対して創造の完成を命じ、要求する一定の超越的な法則、いわば C. Bernard のいう“指導理念 *idée directrice*”⁽²⁾ というような原理を発見しなければならない。Blondel はそのような諸存在に内在しながら、しかも“真の超越者の現存もしくは貸付け”(同 232)であるものを“規範 *norme*”と呼び、思考の *organon* を *logique* と呼ぶのにならつて“諸存在がそれによつてその生成のデッサンと、志向する目的を実現する *normal* な運動を研究し、発見することを目的とする方法論的探究”(同 255)を“規範学 *Normative*”と呼んだ。

こうして Blondel において真にリアルで具体的な存在の学としての存在論は、動的なものでなければならない故に存在生成論 *ontogénie* でなければならず、さらにその *ontogénie* を学として成立させるためには、“実現途上にある創造のプランを構成し、支配する根本的支柱、現実的原理”(同 239)として諸存在の発展を規制する *norme* の研究が行われなければならず、存在論の鍵は *norme* の学としての *normative* であるということになつたのである。こうして Blondel は“*L'Être et les êtres*”の第三部、特

にその第三章において物質、生命、人格、社会の存在の各領域に内在し、それぞれが真の存在に参与するために実現しなければならない *norme* についての統一的な *normative* を展開しているのである。ところで彼のいう *normative* とは“個々の特種な存在者の無限に多様な実現過程を、単に現実のさまざまな領域の特殊な様相のもとに後づけ”(同 251)、個々の特殊科学が問題とする個々の *norme* の研究を目指すものではなく、それは“それなしにはいかなる被造的存在も本来的にいつて、その真の存在に達しえないような根源的な要請”(同 254)の統一的な研究なのである。つまり“現実に存在するさまざまな存在の範疇に固有な法則”を明かにするために特種な存在領域に閉じこもることではなく、いかにしてすべての“偶然的で互いに独立している存在が、一つの *normal* な線によつて互いに支え合い、全体が一つになつて、すべての存在するものの唯一の根拠であり、目的である絶対的存在に結びつけられているか”(同)を探究することが彼のいう *normative* の目的なのである。したがつて Blondel は *normative* の対象は“*normes* の *norme*”あるいは“すべての被造的存在を同時に、相関的に支配している規範性 *normativité*”(同 255)であるといつている。

註(1) Blondel においても *création* とは絶対的存在が有限存在にその実存を一挙にすべてでき上つたものとして与えたことを意味しない。むしろ *pur Agir* が個々の *agirs* に恒常的に *activité* を与えているという意味で創造は継続的(E・221)なものである。しかしそのことは第二原因の *initiative* をうばうことを意味しない。(La Pensée t・I・313, —t・II・526 以下 La Pensée 二巻は P・t・I—P・t・II と略記する)

(2) Introduction à l'étude de la médecine expérimentale, II・1, cité par J. École, La métaphysique de L'Être dans la philosophie de Maurice Blondel, 1959, p・148. et par C. Tresmontant, Introduction à la métaphysique de Maurice Blondel, 1963, p・141

3. norme

それでは normative が方法的な統一をもつて探究する norme とはいかなるものであろうか。Blondel は norme の意味を浮き彫りにするために、それと殆ど同義語として一般に用いられている言葉との比較を試みている。

まず第一に規則 règle は普通外的なことについて使用することもできるような人為的で、修正可能な抽象的命法と考えられるのに対して、norme は“その真実の、完全な実現を目指している存在の生きた、内密な支柱”(同 241)であり、“その目的の終極に至るまでの各瞬間を通して、各存在がそれ独自の力をその真の可能性、あるべき存在、価値に向つて、柔軟で、微妙で、的確で、鼓舞的でしかも要求の多い仕方で用いる”(同)場合の規準である。

また法則 loi という言葉は“諸存在がもっている堅固で、恒常的で、可知的でしかも根本的なものによつて、表現し、説明し、実現しているものを形式化”(同 243)したもので、単なる外的命法という観念つまり jussus という意味での秩序だけでなく、内的調和の原理である ordo という意味での秩序もさしうる上に、自由に受けいれられた規律 discipline という観念も示しうるものであるけれども、norme は法則のそのように多様な意味内容以上に豊富な意味をもつたもので、法則では norme の含む“それによつて諸存在がその完全さと、究極的価値を獲得するために志向する目的の超越的で、またまさに超越的である故に要求をすところ多く、試練的でもある性格”(同 246)を十分に示しえないとしている。

さらに Blondel は norme をギリシャ人が用いた kanon とも比較している。彼によるとこの言葉は一つの有機的存在の諸部分間に存在する釣り合いという観念を含んでいる点で、規則や法則よりも一つの有機体内の内

的連帯性をあらわすのに適しているけれども、それが一有機体内のことに限られて、あらゆる現実的なものにわたって適用されないことから一般性を欠く点で、またそれがしばしば美や均整の標準というようなあまりにも实际的、技術的なことがらに適用される故に、やはり *norme* という言葉によつて彼が表そうとした“合理的であると同時に動的な意味をもち、それによつて諸存在が自らの内に可知性と力、内的真理と実現の力を結合する”(同 247) ようなものを十分に表現しえないといつている。

Blondel はこのように種々の同義語との比較によつて *norme* という言葉に彼が寄せようとした多様で、動的な抽象的に定義しがたい意味を間接的に想像させようとしている。*norme* はたしかに規則、法則、*kanon* という言葉のもつニュアンスと共通な点を多くもつている。しかしこれらの抽象的な言葉の一つ一つでは汲みつくすことのできない豊かな意味を“存在の深い現実の中で、呼び合い、結び合い、補い合っている”(同 250) ものが *norme* なのである。⁽¹⁾

要するに *norme* とはそれが生成を促す実在に対して決して外的なものではなく、諸存在の成熟安定と、それへ向つての推進を規定する内的な原理、つまり存在の造化作用の推進原理である故に諸存在に内在しており、また同時に諸存在が自己を成長させ、究極的に存在そのものの完全性に参与することを可能にする条件、つまり創造のデッサンとして、諸存在の活動を“審判したり、承認したりする”(同 251) ものである故に超越的なものなのである。⁽²⁾

Blondel の直接の弟子である D. Archambault は Blondel のいう *norme* の意味を完全にあらわすためには (a) 本質 *essence* もしくは形相 *forme* (ただしこの観念を動的に解して): (b) 可知性の連鎖としての法則: (c) 審判の規則という三つの観念を総合しなければならないといつて、結局それは存在の推進、充足、救済、破滅の原理であるとして⁽³⁾いるが、Blondel は Aristoteles が抽象的に区別した目的因と機動因との機能を統

一してもつような原理として考えていたように思われる。(同 234, 250, 252) 結局それは存在に内在的であると同時に超越的な存在と作用 acte の根源的な原理 (veritas norma sui) なのであり, 実現しつつある創造のプランそのもの (同 239) なのである。

- 註 (1) Blondel はさらに数学用語としての normal (垂線) によつてイマージュをもつて norme の性格を想像させようとしている。(E.249-250) この辺の Blondel の論法は全く Bergson のそれを思わせる。
- (2) norme の審判的 *judicateur* 機能は必ずしも単に命法 *imperatif* という意味に限られず, 評価的 *appréciatif* でもあるということは Blondel においても相違ないと思う。
- (3) P. Archambault; *Initiation à la philosophie, blondelienne, en forme de court traité de métaphysique*, 1946, p. 121. J. École は前掲書 p. 160 でこの解釈に動的原理という第四の性格を付け加えて, 本質という言葉が伝統的な意味, つまり本性 *nature* という意味でなく, L. Lavelle のいう実現すべき理想という意味でとらえるべきことを附言している。Blondel 自身もそのことにふれている。(E.251) しかし École はその後で (p.161) *norme* は単に *vis a tergo* のみでなく, *vis a fronte* でもあるから, 本質よりも実存 *existence* の原理であるといっている。要するに伝統的術語によつて Blondel の *norme* を説明することには無理があるように思われる。

4. Normative と Logique

以上のような意味をもつた諸存在の *norme* を統一的, 方法論的に研究するのが *normative* であるが, Blondel はその *normative* を“存在の論理”とか, “存在論の論理”とも呼んでいる。そのことは彼が *normative* を思考の法則としての論理と同一視していることを意味しているのであろうか。次に Blondel が *normative* と論理との関係をどのように考えていたかをみることによつて, この *normative* の性格をよりはつきりさせたいと思う。

既に最初の“L'Action (1893)”で、また特に“Principe élémentaire d'une logique de la vie morale”において彼はそのいわゆる“行為の論理”と抽象的な形式論理とを区別して、具体的現実の論理である前者が後者よりより包括的なものであることを強調したように、“L'Être et les êtres”においても彼は存在の論理としての normative と思考の論理とを混同せず、前者は“抽象的な思考の論理や、内的生の弁証法や、存在の具体的瞑想とは異なる性格と、現実性をもつ存在の現実的な論理”(E・255)であるとしている。そしてそれは Aristoteles の organon や、その後の科学や、Leibniz を継承する論理計算が補足したものよりも一層広範で、プラスチックで、リアルなもので、単に思考や科学に適用されるだけでなく、“実在論的、存在論的な見地から諸存在そのものの内的結合や、生成の法則に適用される”(同 468) 現実をもつとも根源的に支配している論理であるとした。

Blondel は思考の第一原理が単に理性の法則ではなく、同時に存在の法則でもあることをつねに強調し、観念論の誤謬を激しく攻撃した⁽¹⁾。したがって彼にとつても第一原理は、“存在に適合し、存在から教えを受ける”(同 239)、存在の真理を伝える存在の内的構造と考えられていた。故に存在の論理である normative は決して第一原理の存在論的価値を否定し、それと対立するものではない。そうではなくて normative はそれによつて完全に規制されるものではなく、その射程を越えた存在のあらゆる多様で、柔軟な現実を具体的に包摂しうるもつとも根源的な論理と考えられたのである。(同 256, 257, 470, 478) 第一原理も人間が現実的な生の経験を媒介として、存在から抽出してきたものであるから、現実的存在の世界全体を具体的に発展させている論理である normative はそれと矛盾対立するものでなく、むしろより根源的で、それを包摂するものなのである。(同 475-477)

ところで思考の絶対法則である同一矛盾律は肯定か否定の二者択一であ

り、A が肯定されれば、non-A は絶対的に否定され、対立する矛盾項は絶対的に両立しえないものである (同 256, 257, A·t·II·478) が、しかし存在の具体的な現実はそのような論理で完全に割り切れるほど単純なものではない。Aristoteles 以来論理学では一般に同一矛盾律は実体範疇においてもつとも本来的に適用されると考えられてきた。(同 29, 45, 417) したがって同一矛盾律が他の範疇に適用される場合はそれを実体に参与させることが必要となる。つまり他の範疇が含んでいるいろいろな様相が一つの主体の中に実現されている場合にのみ可能なのである。(同 63, 64, 417, 418, A·t·II·480) Aristoteles は言語を媒介として、実体範疇からえた論理法則をすべての範疇に適用しようとした(同 477) 故に、それは結局純粋に理論的な言語論理 logologie (P·E·133, 134) にならざるをえなかつた。したがって Blondel には言語化された実体の絶対的な秩序に本来的に適合する論理をもつて、質料と形相によつて合成された実体 (Aristoteles 的表現によれば)、あるいは実存と本質が一致せず、それが故に生成をまぬがれず、獲得と喪失、所有と欠除、完成と失墜というような二重の可能性の中に劇的に自己を実現していかなければならない存在 (E·477) の相対的な秩序を真に具体的に取扱うことはできないと思われたのである。

彼によれば、存在は論理的な誤謬と同じように廃棄されてしまうものではないのである。(同 295) 日常の経験がたえず教えてくれるように、存在の世界で排除されたものは消滅してしまうものではなく、人はそれを絶えず考慮しつづけなければならないのである。(同 257) したがって存在をありのままに理解するためには、全てか無かの論理である肯定と否定、排中の論理ではなく、それよりもつと融通無礙な欠除 privation と所有 possession の論理によらなければならないことになる。(同 256) 何故なら否定は否定項の跡を何ら残さないのに対して、欠除はたとえば善悪の選択の場合のように、善が選ばれても悪の魅惑は消え失せてしまうものでないし、反対に悪を選んでも善の牽引力はなくなってしまうものでもなく、悪の誘

惑はかえつて道徳的エネルギーを刺戟し、堅め、豊かにするように、一方の選択は他方を消滅させるものではなく、かえつて相補的な関係の中に存続させるものだからである。現実には肯定か否定かの絶対的關係ではなく、つねに単純に割り切ることのできない相関的な結合 *connubium* (同 476) の中にあるのである。このことは自然の世界でも、精神の世界でも同じことで、表面的に排斥されたり、征服された力は決して根絶してしまふものではなく、現実においてつねに全体の中に再び綜合され、つねに一定の役割を果たしているのである。(同 258)

これが Blondel が真にリアルに具体的に存在を認識するために、肯定と否定の観点からすべて構成されている論理の代りに、欠除と所有の観点から方法論的に考えられた論理を置きかえようとした理由である⁽²⁾。そして *normative* とはまさにそのような方法論によつて、“われわれの思惟も意志もその中に含まれている相対的で、過ぎ去り行くものの只中に、その相対的なものにある確かさを与えている恒常的で不動なものがあることを示す”(同 481) ことを目指すものなのである。

彼は現実に存在する論理は二つの方向に分かれているという。(同 477) つまり一つは存在の代用である形式的なものを実体化し、その抽象的な一般者に正確な規則をあてはめようとする論理で、Leibniz 流の論理計算にまで発展したものである。もう一つは“具体的で、単独的なものや、その内的な内在と、その超越的な *norme* への依存のうちに見られる構築的で、規制的な法則へ次第に深く向つていく”(同 477) 論理である。そしてこの二つの論理は共に存在の論理である故に相互に対立、排斥し合うものではなく、抽象的な言語の論理である前者は、具体的な現実の論理である後者によつてそれ本来の位置を与えられ、完全なものにされるものであるとしている⁽³⁾。したがつてもし人が観念や言葉の起源(行為、ひいては存在)を抽象して、それを完全に出来上つた、決定的、固定的なものと考えれば、矛盾しながら両立しているものの一方を完全に否定し、他を絶対的に肯定す

るようになることは当然である。人はそうすることによつて、生きた精神のニュアンスや、複雑さを犠牲にして、その代償として、正確、明晰、厳密さという利得をうるにちがいない。たしかにこうした非個性的な観念的固定性は存在の本質的な特色をつかんだり、そのような抽象的な厳密さによつて思想を検討する上で大きな価値をもつものである。しかしこの論理は何に対してでも無制限に適用しうるものではないし、つねにその適用に対して注意深くなければならないものである。さもないとそれは観念的暴力の道具ともなりかねないものだからである。そして彼は Aristoteles 自身も言語に基く論理は精神の深い働きを完全にあらわすものではなく、肯定、否定の言語的、文法的な論理に先んじてより包括的で、より現実的な秩序があるといっている点に注意を促している。(同 478)

要するに Blondel は normative は思考の論理の源泉である存在の生成の法則をあらわすものであり、それが故に“実現途上にある創造のプランを構成し、支配する根本的支柱、現実的原理”(同 239)によつて存在を生成進化の面からみる真の存在論たる ontogénie にもつとも適しい論理であると考へたのである。

しかしこの論理の性格上、思考の論理の長所である厳密さや、明晰性に欠けるものであることはむしろ当然である。しかしまたそうだからといつてこれは全く主観的、恣意的なもの、あるいは“巧妙な思考術”(同 480)、さらに“その成功が唯一の基準である”(同 483)のような実用的思考法でもなく、⁽⁴⁾存在の論理である故にあらゆる所与、あらゆる思推と現実的に根源を共にしているもの coextensif であり、真の客観性をもちうるものなのである。Blondel はそれは“非論理的な論理 une logique de l'illogisme”もしくは“乱雑な論理 une logique du désordre”ではあつても、決して“反論理的 alogique”ではないといっている。(E・480, P・E・140)⁽⁵⁾

註(1) E・239, 514, 同書 p.415-422 の“Raison et nature d'une option intellectuelle portant sur la valeur ontologique des principes premiers

et préalable à l'emploi du libre arbitre” の項参照, —A. t. I. 444, —A. t. II. 463, 478

又 P. E. p. 97—122 に所載の論文 “L' illusion idéaliste” (1898) 参照

- (2) Aristoteles もこの点を見逃しているわけでないが、しかし彼はそれについて十分な展開を行わなかったと Blondel はいっている. E. 256, 478, —P. E. 134, 135
- (3) この形式論理と normative の対称は、すべての思考に内在し、区別されながら、互いに結びついている二つの思考方法、すなわち彼のいう抽象的・一般的思考である “pensé noétique” と、動的・具体的思考である “pensée pneumatique” の対称に應ずる. (P. t. I. p. 18-20. 200~, —P. t. II. p. 17-59, 72~, 470, —A. II. p. 337, 455. 453)
- (4) Blondel は一時自分の立場を pragmatisme と呼んだことがある。しかしその後いわゆる pragmatisme の哲学を知るに至つて、その呼称を排棄し、pragmatisme の反主知主義と内在的経験主義から自分の立場をはつきり区別しようとした。G. Bastide, La philosophie de l'action comme critique de la vie et science de la pratique, dans les études philosophique, N° 1, 1950.
- (5) J. Paliard が logique de l'action について、そのように一般化されたものを logique と呼ぶことは言葉の乱用を許すのでなければ、論理学者は到底受け入れないだろうといっているように (J. Paliard; Maurice Blondel ou le dépassement chrétien, 1950, p. 241), 思考の法則を本来的に logique と呼ぶなら、誤解を避けるために normative は法則と呼んだ方がよいかもしれない。しかし Blondel にとつて logique とは、事物、科学、行為などすべての生成するものを組織化する上で不可避的な傾向を表すことを目的としたもの (A. Lalande, Vocabulaire technique et critique de la philosophie, p. 575) 全体 (logique générale), つまり思考や生のすべての形式をそれが現実において統一しているままの形で学的な統一にもたらすこと (P. E. 128) と考えられていたのであるから、思考の法則としての logique は logique générale のうちの一つの logique であり、normative の方がより根源的な存在の logique と考えられたのである。要は École もいっているように (前掲書 p. 159), Blondel は logique を存在論的に基礎づけしようとしたのであつて、存在論を論理化しようとしたのではないということである、その意味を明かにするためにも、normative を logique というより存在の根源的な法則といつた方がよいかもしれ

れない。

5. les êtres の連帯性

以上のように normative が存在の論理であるなら、それは自己の norme を実現することも、しないことも自由に選択しうる意識的存在にも、単に物理的、生物学的必然性に従っていると思われる存在にも一貫して妥当するものでなければならない。何故なら normative は各存在領域に特種な個々の norme を別々に調べること(その場合おそらく norme は単なる個々の法則としかみられなくなるであろう)ではなく、それらの norme を一貫する一般的な条件を発見することを目的としているのだから。Blondel はその存在論を通じてつねにすべての存在の相互連帯性を強調した (E・116, 322, 525, P・t・I・311-314)。しかし又本来の意味での自由意志と意識とを与えられた存在と、必然的法則と無意識の中に閉じこめられていると思われる存在との区別も軽視していない。(E・486) 実にこの多様の連帯性(同 254)を明かにすることが彼の ontogénie を可能ならしめる根拠となるものである。しかしそれを明かにするためには、各々の存在はそれ自体で自存するものでなく、下のものは上のものの存在を可能にする先行条件であり、上のものは下のものを、それに支えられながら、それと共により成熟、安定した存在に参加するために牽引する自的であるという相互に条件づけ合う関係において、物質は“生命化され、生命は精神化され、精神は神(純粹存在)を渴望しうるもの”(同 263)であり、すべてが共通の一つの究極目的へ向って緊張していることを論証しようとした彼の ontogénie 全体におけるそれぞれの norme の機能を説明しなければならないだろう。しかし紙数に余裕のない今は、ただ次のことを指摘するにとどめておこう。⁽¹⁾

normative はすべての存在の論理であるが、その適用の仕方は同様ではない。つまり反省的意識と自由を与えられ、それが根源的には自発的に望

んでいる創造のデッサンに対して、それを承認することも、拒否することもできる人格的存在は、その選択が単に彼自身の運命だけでなく、それを通じて全存在の運命をも左右する（しかし後に述べるように相対的な意味でしかないが）が故にもつとも直接的に適用されるが、下の領域になるに従ってそれは次第に間接的に適用されるのである。何故なら下の領域の存在は上の領域の存在の先行条件として上の領域の存在を可能にするものであるが、自己の存在目的の究極的な成否は上の領域によつて決定されるものであるからである。

逆にいえばこのように各存在領域が相互に条件づけ合いながら共通の究極目的の実現に直接、間接に共働しているのが、存在の連帯性であり、またその共働による創造の実現の論理⁽²⁾が normative なのである。

註 (1) P. Teilhard de Chardin が “Phénomène humain” (1932) で行つた努力はこの Blondel の ontogénie に科学的現象論的な根拠を与えようとしたものに外ならないと思う。なお Blondel と Teilhard の関係については C. d'Armagnac, De Blondel à Teilhard, nature et intériorité, dans Archives de Philosophie, Avril-Juin, 1958.

(2) Tresmontant は前掲書で normative を “logique de la création” と呼んでいる。(p. 149)

6. normative の一場面、道徳的行為

次に normative がもつとも直接的に適用される人間存在におけるその展開をみてみよう。

人間は文字通りその norme を受け入れてその存在目的を追求することも、自己の本来的生の目的を拒否することもできる自由をもつた意識的人格的存在である。⁽¹⁾ ところで人間がその自由をもつてその norme を承認し、実現することは、単に直接的に自己の存在理由を果すだけでなく、間接的

には人間存在を出現させ、その生を支えている下層の存在者（それ自体それぞれ自己の存在の成熟安定を志向している）をも自己と共に、存在の自存と、絶対の安定に参加させることになるのである。（E・271, 272）しかし反対の場合はどうであろうか。個人的にはその人間は自己に本質的に（固定的でなはない）内在する norme を果さず、自己の生をその目的から断ち切ることになるのはいうまでもないが、それと同時に彼を支える全存在の存在をも挫折させることになるのだろうか。

ここに normative, すなわち所有と欠除の論理がもつとも典型的に見られるのである。つまり二者択一の一方向の選択は、他方を消滅させるものではなく、一つの相互連関の中に存続させるという法則がはつきりとみられるのである。人間による悪（この場合 norme の拒否⁽²⁾）の自由な選択は決して善 (norme) を破壊するものではない。彼の悪は“その連帯性にもかかわらず他の上昇を妨げるものではない”（同 260）のである。“悪を選んでその真の目的からはなれた人によつて、彼が到達しなかつた目的は彼の欠除によつて破壊されないし、彼が（善を選ぶことによつて）もちえた感情はなくなりはしないし、彼がそこから排除された世界の秩序は破られも、無効にもされない。全く逆に彼を支持し、彼の normal な実現に寄与すべきその秩序は、爾後も彼に逆つて存続するのである”。（同 259）

人間の norme に対する反抗は、彼の存在の成熟を少くとも一時的に挫折させることになるが、norme そのものを絶滅させるものではなく、norme は彼の意志や、行為にかかわらず、それを受け入れ、承認する人に対してつねに存続しているのである。また彼の拒否の結果は彼の人格内にとどま⁽³⁾るもので、決して彼の存在を準備した物質や、生命の世界の秩序にまでおよぶものではない。それらは人間の norme を受け入れる人に対してだけでなく、それを拒否する人に対しても存在の秩序にしたがつて（つまり normative によつて）発展することを止めないのである。つまり人間個人の意志いかんにかかわらず創造のプランはその完全な実現を目指して発展

し続けるのである。

Blondel は人間の道徳という現象をこのようなものとみた。そしてこのような人間の行為の実態に normative の、そしてその論理である所有と欠除の法則のもつとも直接的な表現をみたのである。しかし normative は存在の論理として ontogénie 全体の論理である。したがって以上のような所有と欠除の法則は単に人間の道徳現象のみを支配する特種なものではなく、物質から意識の出現を志向している生命(同 487)の領域を通して創造の全過程にみられるものなのである。(同 260)⁽⁴⁾

かくして Blondel においても“規範的学問 science normative”とはもつとも本来的には倫理学についていわれるものであるけれども、normative は理性の論理に対立するものではなく、その根底にありそれをも包摂するもつとも包括的な存在の論理である故に、個々の存在を対象とするのではなく、存在全体を統一的に論ずる存在論全体がやはり規範的学問としてみられているのである。彼は規範的学問は抽象的な理念の上に基礎づけられるものではなく、“そのもつとも根源的にして normal なものうちにおいてとらえられた存在に基づ”(同 481)けるべきものであるといっている。また“存在論は人間の問題に内的に結びついており、本質的に道徳的である”(同 475)ともいっている。このような点から考えると、Blondel の ontogénie としての存在論全体が一つの倫理学であり、あるいは倫理学はドラマチックな存在論全体の山場であるといえることができる。⁽⁵⁾

- 註 (1) “決定論の意識をもつためには、自由でなければならない”(A(93)・129)という最初の Action における自由の証明以来、Blondel は人間の自由の事実をつねに強調しつづけた。A・t・I・197, 239—E・213, 277, 288, 292, 419, 420。
- (2) Blondel にとって悪は存在でも、無でもなく、privation positive である。(E・256, 486—488)
- (3) 第一原理の認識において Agnition が必要であるように norme の認識には主体の sanction が要求される。(E・486, 487)
- (4) “被造物は、神の子らのあらわれを待ちあこがれている。被造物は自分の望

みによらず、自分を服従させた方によつて、憐れに服従した。しかし被造物は腐敗の奴隷から解放されて、神の子らの光榮の自由にあずかりうると希望する。すべての被造物が今までなげきつつ陣痛の苦しみにあつてゐることを、われわれは知つてゐる” ローマ書 8, 19-22.

Tresmontant は前掲書で Blondel がいかにしてパウロ的宇宙觀を存在論的に基礎づけることに努力したかを分析している。そして彼は Blondel の norme と創造に内在的であると同時に超越的な聖書的、もしくはユダヤ的律法 Torah の觀念との比較を行つてゐる。(P. 143) なおこの觀念については同じ Tresmontant の *La doctrine morale des prophètes d'israël*, 1958, 参照.

- (5) 人生を道德劇にみたてた最初の Action 以来、ドラマチックな存在理解は Blondel の特色である。Ontogénie は一つのドラマであり、Esprit はその主人公であり、倫理学が山場なら、大詰めは宗教である。

7. Ontogénie からみた倫理学の諸問題

次に結論にかえて、以上のような Blondel の存在論の立場から倫理学の問題について引き出されるいくつかの可能性を列記してみよう。

先ず第一に思考の論理は行為の論理に、行為の論理は結局存在の論理である normative に包摂されるということから、あるいは論理学は行為の学、行為の学は ontogénie に基礎づけられるということから、先に引用した Leibniz の問題に有効に答えうると思ひ、それによつて自由と必然、行為と論理の対立の問題に対しても有効な解決の糸口を見つけることができると思われる。⁽¹⁾

第二に行為の論理は結局存在の論理に帰着することが明かに示しているように、彼において道德は人間存在に固有の特種な現象とみるべきではなく、存在全体がその共通の目的の実現を目指して進行している創造の歴史の一駒と考へられてゐるのである。⁽²⁾ Ontogénie の観点からすれば道德法則(価値、義務)は normative 全体に包含される一つの norme である。

このような観点によつて、道德の客観性と、自律性を守るために、道德の根拠を理性の a priori にもとめようとする観念的形式主義に対して、客観的にしてしかも実質的な道德を発見しうると共に、道德的事実を単に実証的経験の対象として道德の相対性を帰結し、道德のもつ精神的価値を剝奪してしまふ経験主義をも克服することができると思ふ。⁽³⁾

さらに宇宙史のドラマチックな展望から道德をみることは、歴史の一時期の混乱から道德的無政府主義や、ニヒリズムを直ちに結論する近視眼的道德観を克服する上で、有力な武器を提供しうるものと思われる。⁽⁴⁾ “各存在の歴史を、それが置かれている全現実との関係において支配し、究極的に審判する内的な法則のもとに（存在の）発展の統一性をとらえる” (E. 485) ontogénie の立場に立つことによつて、始めて歴史的行為の問題は解決されるのではあるまいか。⁽⁵⁾

第三に normative によつて存在論を基礎づけることによつて純粹存在である神が善であり、正義であること、さらには愛であること、つまり神の persona 的本質を整合的に証明しうると思ふ。⁽⁶⁾

第四に Blondel が道德を単なる理念にではなく存在のもつとも深い現実と、その関係の真理の上に基礎づけ、また所有と欠除の論理によつて道德現象を説明したことは、“あるべきもの ce qui doit être” としての価値や義務の二重の意味、つまり“ねばならぬ”という意味と“はず”という二重の意味を同時に説明し、価値、義務は“おそかれ早かれ現実に存在するだろう” (A. t. II. 304) という人間の希望に現実的な根拠を与えうるものと思ふ。Blondel は normative によつて最高善の実現を単なる実践理性の夢から解放しようとしたのである。⁽⁷⁾

註 (1) Blondel のいわゆる三部作 (L'apensée tom. I. II. (1934-35), L'Être et les êtres (1935), L'Action tom. I. II. (1936-37)) の最大の目的は思考と行為を存在において統一することにあつた。

- (2) この点でも Blondel の思想は Teilhard の思想の先駆といえる。Teilhard は *épi-phénomène* でも *méta-phénomène* でもなく *nature* の *phénomène* そのものである精神のエネルギーの展開として道徳を理解し、道徳現象を物質のメカニズムや生命の現象と全く異質ではない、宇宙進化の同一の軸の精神圏における延長と考えた。Oeuvres de Pierre Teilhard de Chardin, t. 6, L'Énergie humaine, p. 131.
- (3) Blondel 自身 Kant 倫理と社会学派の実証的な習俗学の批判を行つている。(E-471-475) もち論 *normative* によつて基礎づけられる道徳は歴史の発展段階によつて *norme* の実質的内容は変つてくる動的なものであつて、*intégrisme* 的絶対主義ではない。*norme* の客観性、普遍妥当性の根拠は創造の *normal* な方向性にある。
- (4) Blondel は *privatio* と *possession* の観点から、歴史の混乱期の *anomie* の不可避性を分析し、歴史的ニヒリズム克服への道を暗示している。
- (5) Tresmontant は現代の実存主義的不条理の哲学は存在を人為的、機械論的にのみみる Descartes 的 *chosiste* の哲学の帰結とみて、存在を単に記述するのではなく、存在の内的原理から動的にとらえる *ontogénie* によつて、そのような哲学の克服の可能性を示唆している。(前掲書 p. 150)
- (6) Tresmontant は又 Blondel の *norme* と外的、法的、擬人的な正義ではなく、存在論的正義、神の愛から切りはなせない神の属性としての正義を意味する聖書的義 *Tsedaka* の観念との比較を行つている。(同・151)
- (7) Archambault はこの点に Blondel の倫理学上におけるもつとも独創的な点を見ている。(前掲書 p. 122)